

# ウクライナ 特許規則

2005年4月14日教育科学省決議第223号により改正

## 目次

発明及び実用新案に係るウクライナ特許付与を求める出願書類の作成及び提出に関する規則

規則 1 総則

規則 2 保護対象としての発明及び実用新案

規則 3 書類の要件

規則 4 出願書類の内容に対する一般要件

規則 5 特許付与を求める願書

規則 6 発明(実用新案)の明細書

規則 7 クレーム

規則 8 図面

規則 9 要約書

規則 10 装置に関する出願の要件

規則 11 物質に関する出願の要件

規則 12 微生物の菌株、植物又は動物の細胞培養物に関する出願の要件

規則 13 方法(方式)に関する出願の要件

規則 14 既知の製品又は方法の新規な使用に関する出願の要件

規則 15 実用新案の出願の要件

規則 16 出願

規則 17 秘密発明(実用新案)の出願の要件

規則 18 国際出願

# 発明及び実用新案に係るウクライナ特許付与を求める出願書類の作成及び提出に関する規則

## 規則 1 総則

1.1. 本規則は、「発明及び実用新案の権利の保護」に関するウクライナ法(以下「法」という)、ウクライナ領土において1991年12月25日から有効な1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約、及びウクライナ領土において1991年12月25日から有効な1970年6月19日署名の特許協力条約に従い、創出されたものであり、発明(秘密発明)及び実用新案(秘密実用新案)に係る出願書類に対する要件を規定する。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則1の1.1.のインデント1)

本規則の要件は、出願人を拘束する。

### 1.2. 定義及び略語の一覧

「WIPO」とは、世界知的所有権機関をいう。

「条約」とは、特許協力条約(PCT)をいう。

「発明(実用新案)」とは、何らかの技術分野における人間の知的活動の成果をいう。

(規則1の1.2.は2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づく新インデント4により補足された。したがって、インデント4からインデント13まではそれぞれインデント5からインデント14までとみなす)

「出願書類」とは、発明に係るウクライナの特許又は実用新案に係るウクライナ特許を教育科学省が付与するために要求する一式の書類をいう。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正の規則1の1.2.のインデント5)

「出願人」とは、出願している者又は法が規定する他の手続に従い出願人の権利を取得している者をいう。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正の規則1の1.2.のインデント6)

「細則」とは、PCT実施細則をいう。

「国際出願」とは、条約に基づく出願をいう。

「IPC」とは、国際特許分類をいう。

「人(者)」とは、自然人又は法人をいう。

「代理人」とは、1994年8月10日ウクライナ閣僚会議決議第545号により実施の知的所有権事項における代理人に関する規則の規定に基づいて登録された知的所有権事項における代理人(特許弁護士)又は他の被委任者をいう。

「秘密発明(秘密実用新案)」とは、国家秘密に分類された情報を含む発明(実用新案)をいう。

「ウクライナ特許庁」とは、ウクライナ教育科学省の政府機関「ウクライナ工業所有権庁」であって、特許の出願処理及び審査実施を教育科学省により委嘱された団体をいう。

「教育科学省(Institution)」とは、ウクライナ教育科学省をいう。

## 規則 2 保護対象としての発明及び実用新案

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則2の表題)

2.1. 法第1条に基づいて、発明(実用新案)は何れかの技術分野における人間の知的活動の成果である。

(規則2は2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づく新規則2.1.により補足された)

2.2. 法第6条(1)に基づいて、法的保護は公共の利益、人道及び良俗の原理に反せず、かつ法第7条に規定の要件を満たす発明(実用新案)に関して付与されるものとする。

2.2.1. 発明が新規であり、進歩性を含み、かつ、産業上の利用可能性があるときは、特許性を有する。

2.2.2. 実用新案が新規であり、かつ、産業上の利用可能性があるときは、特許性を有する。  
(規則2は2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づく新規則2.2.により補足された)

2.3. 法第6条(2)に基づいて、法に基づいて保護される発明(実用新案)の対象は、次のものにより構成することができる。

— 製品

— 方法(手段)並びに既知の製品又は方法の使用

出願目的では、製品又は方法について、発明(実用新案)についての出願を含み、何らかの情報源において、特に提出中の出願書類において開示されているときは、これを既知であるとみなす。

2.3.1. 技術的対象としての製品は、人間の活動から由来する物質的対象である。当該製品は、特に装置、メカニズム、連結装置の(複合)システム、構造、物品、物質、微生物菌株、植物又は動物の細胞培養物並びに遺伝子組み換え植物及び動物を含む生物学的物質である。

2.3.2. 技術的対象としての方法は、少なくとも1製品を使用して製品及び他の物質的対象に対して行われ、かつ、特定の技術的成果達成を目指す作用又は複数の作用である。当該方法は、具体的には製品の製造、加工、取扱、及びその品質管理であり、物質、エネルギー、資料、計測パラメータ、診断、処理、技術的工程の管理である。

(規則2は2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づく新規則2.3.により補足された)

2.4. 法第6条(3)に基づいて、保護は次の技術対象には及ばないものとする。

— 植物及び動物の品種

— 植物及び動物の繁殖の生物学的方法であって、非生物学的及び微生物学的方法に属していないもの

－ 集積回路の回路配置

－ 芸術的意匠の成果

(規則 2 は 2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づく新規則 2.4. に  
より補足された)

2.5. 次の対象は、本規則 1.2. の意味における発明(実用新案)それ自体を構成することがで  
きない。

発見、科学理論、及び数学的方法

知的、経済的、組織的、及び商業的活動(計画、融資、供給、会計、与信、予測、格付等)

体操、ゲーム、コンテスト、競売を行う規則、建設計画のプロジェクト及び略図、領土の地  
図、集会の標識(道路標識、路線、コード、フォント等)

指示

コンピュータ・プログラム

情報表示の形式(例えば、聴覚的信号、発音記号、視覚的実証、書籍、オーディオ及びビデオ・  
ディスクを用いた、表、図表、グラフの形態による)

(規則 2 は 2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づく新規則 2.5. に  
より補足された)

2.6. 法第 12 条(4)に基づいて、発明の特許出願は、1 発明のみに関係し、又は単一の発明概  
念を形成するように連結した 1 群の発明に関係しなければならない。(発明の単一性の要件)

2.6.1. 発明の単一性は、各発明を全体としてみれば先行技術を向上させる貢献を定義するも  
のであって、1 又は 2 以上の同一であるか若しくは対応する特別の技術的特徴を含めてクレ  
ームされた発明の間に技術的關係がある場合は、1 群の発明に存在する。

2.6.2. 1 群の発明が単一の発明概念を形成するように連結しているか否かの確認は、これら  
の発明が個別のクレーム中又は 1 クレーム中に代替としてクレームされているか否かに拘ら  
ず、行なわれるものとする。

2.6.3. 発明の単一性の要件は、次のときに満たされる。

－ 出願が 1 発明、すなわち、既知の製品若しくは方法の新規な使用を含み 1 つの製品、方法  
(手段)に係るとき

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 2 の  
2.6.3. のインデント 2)

－ 出願が、その一定の実施態様の開発又は改良により特徴付けられた 1 発明に関係し、その  
開発又は改良が独立クレームに含まれた一定の特徴の代替又は除外を伴わないとき

－ 出願が単一の発明概念を形成するように連結している 1 群の発明に係るとき

発明の単一性の要件は、出願が特に次のものに係る場合は、1 群の発明により満たされる。

－ 複数の発明であって、その 1 発明が他の発明を得る(製造する)ために利用されるもので、  
例えば、装置又は物質、及び前記装置若しくは物質を全体として若しくはその一部を得る(製  
造する)方法

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則2の2.6.3.のインデント6)

－ 複数の発明であって、その1発明が他の発明を実施するために利用されるもので、例えば、方法及び前記方法を全体として若しくはその工程の1について実施するための装置

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則2の2.6.3.のインデント7)

－ 複数の発明であって、その1発明が他の発明の(他の発明における)実施のために利用されるもので、例えば、方法又は装置及びその一部、方法及び前記方法において使用するための物質、既知の装置又は物質の新規な使用及びそれらの新規な処方のための方法、装置又は物質並びにそれらを含む装置及び組成物についての新規な使用

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則2の2.6.3.のインデント8)

－ 複数の発明であって、同一の意図する目的を有する同一種類の対象であり、同一の技術的効果の達成を提示するもの(変形)

2.7. 実用新案の要件は、次のとき満たされる。

－ 出願が1実用新案、すなわち、既知の製品又は方法の新規な使用を含む1製品、方法(手段)に係るとき

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則2の2.7.のインデント3)

－ 出願が、その一定の実施態様の開発又は改良により特徴付けられた1実用新案に関係し、その開発又は改良が独立クレームに含まれた一定の特徴の代替又は除外を伴わないとき

### 規則 3 書類の要件

3.1. 出願書類は、次のものを含まなければならない。

－ 発明(実用新案)のウクライナ特許付与を求める願書

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則3の3.1.のインデント3)

－ 発明(実用新案)の明細書

－ クレーム

－ 図面(明細書中で参照したとき)

－ 要約書

3.2. 出願書類の要件

3.2.1. 出願書類、すなわち、特許付与を求める願書、明細書及びクレーム、図面及び要約書は、各3通を提出しなければならない。更に翻訳文を必要とする書類は、原語による1通を提出することができ、それらの翻訳文は、3通を提出しなければならない。

3.2.2. 発明(実用新案)の特許付与を求める出願のすべての書類は、長期間の保管ができるように、かつ、部数に制限なく写しを複製できるように作成しなければならない。

3.2.3. 出願書類は、210mm×297mm判の白色紙面に印刷しなければならない。各書類は、新しい頁から始めるものとし、各書類の第2頁及びその後続頁にはアラビア数字で頁番号を付さなければならない。

各紙面には、片面のみに印刷し、用紙の行は、用紙の短辺に平行に配置させなければならない。

明細書、クレーム、及び要約書を含む紙面の最小の余白は、次の通りとする。

左端－25mm

上端－20mm

右側及び下端－20mm

図面は210mm×297mm判の白色紙面に作図しなければならない。

図面を含む紙面の最小余白は、次の通りとする。

左端－25mm

上端－25mm

右端－10mm

下端－15mm

3.2.4. すべての書類は、黒色で印刷しなければならない。発明(実用新案)の明細書、クレーム、及び要約書の語句のタイプ打ちはダブル・スペース、コンピュータ・プリントアウトの場合は1.5行スペースとし、文字の高さは2.1mm以上としなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則3の3.2.4.)

3.2.5. ラテン名、ラテン文字及びギリシャ文字、図示記号、数式及び化学式は、黒色インク、パステル、製図用インクで書くことができる。

3.2.6. 出願書類の情報源についての文献明細は、これらの情報源が容易に見つかるように言及しなければならない。

### 3.3. 図形的表示

3.3.1. 図形的表示(図面自体、略図、図表)は、図面に係る要件に従い、作成しなければならない。特にそれらは黒色の明瞭な消去不能の線及び筆調で行い、かつ、陰影及び彩色を有さない、重厚質で白色の平滑な紙面上に表現しなければならない。

3.3.2. 図面の縮尺及びそれらの図形的表示の識別性は、3分の1縮尺で図面を複製してもすべての詳細が明瞭に見えるものでなければならない。

数字及び文字の高さは、3.2mm以上でなければならない。数字及び文字記号は明瞭で、それらの線幅は、図面自体の線幅に相当しなければならない。数字及び文字記号は、括弧に入れてはならない。

3.3.3. なるべく、直角投影図(異なる視覚図、切断図、及び側面図)を図面に使用するものとし、場合により、軸測投像図も許容することがある。

各図の各要素は、当該要素を更に明瞭にするため異なる縮尺比にしなければならない場合を除き、同図のその他の要素と同一の縮尺比でなければならない。

3.3.4. 寸法は図面に表示してはならず、必要な場合、寸法は明細書に記載しなければならない。

図面は、「水」、「水蒸気」、「開」、「閉」、「断面 A-A」のような語句が必要な場合を除き、語句記入を含んではならない。

3.3.5. 個別の図は、紙面を最大限に満たし、直立位置で読み取れるように配置しなければならない。

2枚以上の紙面に亘り配置した図が単一図面の一部を構成する場合は、それらは、各紙面に記載の図を一切脱落させずに図面を組合せることができるように配置しなければならない。複数の図を1枚の紙面に表現することができるが、相互に明瞭に分離させなければならない。

3.3.6. 図面の参照符号は、発明(実用新案)の明細書中に参照した通りにアラビア数字で表示しなければならない。同一要素を複数の図において表示するには、同一数字を使用しなければならない。

明細書中に記載のない参照符号は、図面中に記載してはならず、またその逆もしてはならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正の規則3の3.3.6.のインデント2)

3.3.7. 図形的表示が略図として表現されるときは、それらには標準の慣用符号を使用しなければならない。

略図が要素の図形的表示に使用される長方形から構成される場合において、可能な場合は数字記号以外に、要素名を対応する長方形に挿入すべきである。長方形の寸法のためそれができないときは、要素名を引出線上に記載しなければならない(必要な場合、この要素の下に記載する)。

1 種類の略図は、他の種類の略図上に使用された要素の表現を含むことができる(例えば、電気回路については、運動力学的略図、水力学的略図等の要素の表現を含むことができる)。

3.3.8. 各図形的表示には、表示の種類(図面、略図、図表等)に拘らず、かつ、明細書紙面の番号付けとは無関係に、アラビア数字で通し番号(図 1、図 2 等)を付さなければならない。発明(実用新案)の明細書を 1 図形的表示により図解するときは、それに番号を付してはならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 3 の 3.3.8.)

#### 3.4. 化学式

出願書類は、化学式を含むことができる。

化合物の構造式は、個別の図式として(図面と同じ方法で)番号を付さなければならない、それらに使用された対応する符号への参照を伴わなければならない。

化学構造式において、元素に対する共通の化学記号を使用し、元素と基の結合は、明瞭に標記しなければならない。

#### 3.5. 数式及び記号

発明(実用新案)の明細書、クレーム、及び要約書は、数学的表示(式)及び記号を含むことができる。

数学的表示の表現様式は、任意に選択できる。

数式に使用されるすべての文字符号には、解説を付さなければならない。文字符号の解説は、それらが式中で使用された順序により行わなければならない。

数値間の間隔は、「—」(...から...まで)により表示することができるが、その他の場合は、「から」及び「まで」の語により表現しなければならない。

数値をパーセントで記載するときは、パーセント記号(%)を数字の後に置かなければならない。記載される数値が複数のときは、パーセント記号はそれらの列挙の前に付し、コロンにより分離しなければならない。

数学的記号「>」、「<」、「=」、及びその他の記号は、数式に限り使用し、明細書では(「より多い」、「より少ない」、「に等しい」等の)語により表示しなければならない。

数式の分割は、数学的符号によってのみ可能である。

数式の解説は、箇条書きで記載し、各行はセミコロンで区切らなければならない。

3.6. 本規則により規定する出願書類作成の要件は、出願日後に提出された如何なる資料にも、例えば、発明(実用新案)出願書類における補正された紙面及びクレームにも、適用される。



(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則3の3.6.)

#### 規則 4 出願書類の内容に対する一般要件

4.1. 出願書類は、ウクライナ語により起草しなければならない。

発明(実用新案)の明細書及びクレームが外国語のときは、出願日を維持するためには、それらの翻訳文を出願日後 2 月以内にウクライナ特許庁に提出しなければならない。

4.2. 出願書類には、公共の秩序、人道及び良俗の原理に反する表現、図面、絵、写真及びその他の資料、中傷的陳述であって他人の発明(実用新案)及び活動の成果に関するもの、並びに当該出願書類が本規則の要件を満たすか否かを決定するのに直接関係がないか又は必要がない情報及び資料を含めてはならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 4 の 4.2.)

4.3. 原則として、明細書、クレーム、要約書、及び明細書を補足する説明資料には、標準的用語及び略語を使用し、それがない場合は、科学技術文献で一般的に使用される用語及び略語を使用する。

文章に一般的に使用されていない用語又は記号を含む場合は、それらの意味は、当該文章において最初に記述する時に説明しなければならない。

すべての慣用記号については、説明を付さなければならない。

4.4. 発明(実用新案)の明細書、クレーム、及び要約書は、用語の整合性の要件を満たさなければならない。すなわち、前記書類における同一の特徴は、同一の名称を有さなければならない。用語の整合性の要件はまた、出願書類中に使用の慣用記号及び物理学的単位にも適用される。

必要な場合は、発明(実用新案)の名称は、ラテン文字及び数字を含むことができる。その他のアルファベットによる文字及び特殊記号は、発明の名称に使用してはならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 4 の 4.4. のインデント 2)

すべての物理学的単位は、好ましくは国際単位系に従い表示する。

## 規則 5 特許付与を求める願書

5.1. 発明(実用新案)のウクライナ特許付与を求める願書は、本規則付録 1 に提示の様式に従いウクライナ語により、作成しなければならない。明細が紙面スペース不足のため対応する欄に完全には収まらない場合は、それらを同一様式に従い別紙に記載し、該当する欄には注記「別紙参照」と記載しなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 5 の 5.1.)

5.2. 願書様式の上端の欄(コードなし)には、出願人が自己の出願参照番号を記入しなければならない。同時に、「出願日」等の明細は出願受理時にウクライナ特許庁により記入されるものとする。

(規則 5 は 2005 年 4 月 14 日付けウクライナ教育科学省決議第 223 号に基づいて 5.2. により補足された。したがって、規則 5.2. から規則 5.15. まではそれぞれ規則 5.3. から規則 5.16. までとみなす)

5.3. 願書様式の上端の欄(コード 21)及び(コード 22)には出願人が記入してはならない。それらは、教育科学省に願書を提出後に出願の明細を記入することを意図したものである。

5.4. 規則 5 の 5.4. は削除された。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づく)

5.5. コード(86)及びコード(87)の欄には、審査についてウクライナを指定した国際出願の受理の場合に記入する。コード(86)の下には、受理官庁により付与された国際出願の登録番号及び出願日を表示する。コード(87)の下欄には、国際公開番号及び日付を注記しなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 5 の 5.5.)

5.6. ウクライナ特許の付与請求を記載する欄には、該当する欄を×印で標記して、出願人が求める特許の種類を表示することが必要である。

コード(71)の下には、自然人については完全名称及び宛先、また法人については(設立登記書に従う)完全名称及び住所を表示しなければならない。

発明者、複数の発明者又は全発明者が出願人として行動するときは、それらの者の宛先は、願書様式の裏面のコード(72)の下に表示しなければならない。

外国人の完全名称又は呼称は、翻字しなければならない(一定の言語の転写文字はウクライナ語アルファベットの文字により表示しなければならない)。ウクライナ語への翻字後、当該名称は、その原語を括弧に入れて記載しなければならない。出願人の居所又は住所は、(必要な場合)WIPO 基準 ST.3 に従う国名コード表示と共に、原語により表示しなければならない。

出願人がウクライナ法人のときは、ウクライナ企業及び団体の共通国家登録簿(CSREOU)に従うコードを表示しなければならない。出願人がウクライナ国外に居所又は住所を有するときは、国名コードは、WIPO 基準 ST.3 に従い表示しなければならない。

出願に複数の出願人が存在するときは、前記明細は各人について個別に表示しなければならない。

5.7. 出願人が法第 15 条に基づいて先の出願に基づく優先権による恩典を受ける権利を有するときは、該当欄に×印で標記し、当該先の出願の出願番号及び出願日を表示しなければならない。パリ条約の締約国において出願した先の出願の明細は、コード(31)、コード(32)、コード(33)の下に記載しなければならない。コード(33)の下には、当該先の出願をした国名コードを WIPO 基準 ST. 3 に規定の通り表示しなければならない。教育科学省に対してした先の出願の明細は、コード(66)の下に記載しなければならない。本出願がそこから分割された先の出願の明細は、コード(62)の下に記載しなければならない。複数の先の出願が存在するときは、各出願の明細を記載しなければならない。追加資料が法第 16 条(7)の要件に従いこの出願書類として作成された出願の明細は、コード(62)の下に記載しなければならない。(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 5 の 5.7.)

5.8. コード(54)の下には、発明(発明群)又は実用新案の完全名称を表示しなければならず、その名称は明細書に記載の名称と同一でなければならない。

5.9. コード(98)の下には、出願人とウクライナ特許庁との間の通信の宛先及び名宛人の完全名称又は呼称を表示しなければならない。ウクライナ領土内で出願人に便利な如何なる宛先も通信に使用することができる。電話、ファクシミリ、又はその他の送信手段も(利用可能な場合)表示しなければならない。

5.10. 出願人が代理人の役務を利用するときは、コード(74)の下に、当該知的所有権代理人又は他の被委任者の完全名称及び登録番号を表示しなければならない。(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 5 の 5.10.)

5.11. 出願人が出願の早期公開を求めようとするときは、該当欄に×印で標記しなければならない。

5.12. 願書様式「同封書類一覧」の欄は、該当項目に×印で標記して記入し、各書類について部数及び枚数を表示しなければならない。「その他の書類」の欄は、(若し願書に何らか他の書類があれば)当該書類の名称を記載しなければならない。(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 5 の 5.12.)

5.13. 出願の権利が発明者又は使用者により譲受人に移転するときは、「出願をし、かつ、特許を受ける権利の取得についての理由」の欄にある該当理由に×印で標記しなければならない。出願人が単独発明者又は全発明者であるときは、この欄に記入してはならない。

5.14. コード(72)の下には、発明者(又は複数の発明者)の明細、すなわち、完全名称及び住所を記載しなければならない。外国人発明者については、その者の完全名称を翻字しなければならない(特定言語の転写符号は、ウクライナ語アルファベットの文字を通じて伝達される)、原名綴りは括弧に入れて記載しなければならない。住所の代わりに、国名及びその2文字コードをWIPO基準ST.3に従い表示しなければならない。発明者が出願人であるときは、右欄にそれらの者の署名を付さなければならない。

5.15. 出願人(複数もあり)が出願の明細又は特許付与の公告における名称掲載を希望しないときは、願書様式の該当欄には、その旨の陳述を記載し、それには掲載を希望しない発明者(複数もあり)が署名しなければならない。

5.16. 願書様式の最後の「出願人の署名」の欄は、全出願人が発明者であり、かつ、それらの者の署名をコード(72)の下に付した場合を除いて、必ず記入するものとする。出願人が法人であるときは、当該願書には、被委任者により署名しなければならない。当該署名には、当該署名者の有する地位の完全名称、自身の署名、頭文字及び姓を含まなければならない。当該署名には、捺印しなければならない。自身の署名は自筆、(コンピュータ印刷の様式により)印刷又はファクシミリですることができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則5の5.16.のインデント2)

出願人がその代理人に事案の処理を委任したときは、被委任者は、出願人に代わり出願書類に署名することができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則5の5.16.のインデント3)

同欄には署名日を含まなければならない。

追加資料を別紙に記載するときは、この別紙にも同様に署名しなければならない。

## 規則 6 発明(実用新案)の明細書

### 6.1. 明細書の目的

明細書は、当該技術の熟練者が実施できる程度に完全かつ明確な方法により発明(実用新案)を開示しなければならない。

明細書は、本規則に規定する通り作成しなければならない。

### 6.2. 明細書の構成

6.2.1. 明細書は、現行 IPC において発明(実用新案)が属する該当クラス及び発明の名称で始めなければならない、次の欄から成るものとする。

発明(実用新案)の属する分野

先行技術

発明(実用新案)の開示

図面の説明(明細書にそれを参照する記述があるとき)

発明(実用新案)の実施態様

6.2.2. 開示の概要をより良く理解する目的で、明細書の欄又はそれらの部分は、発明の性質により必要とされるときは、上記と異なる順序で提示することができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の6.2.2.)

6.2.3. 明細書の何れかの欄又はその部分は、それが先の出願の説明又は保護手段の説明であっても、必要な情報を含む出所への言及で言い換えることができない。

6.3. 発明(実用新案)の名称は、発明(実用新案)の対象と対応するものとし、原則として、その表示を特徴付けなければならない。

発明(実用新案)の名称は、単数形の語を使用しなければならない。

その例外として、次のも含む。

複数形のみ  
の名称

一般構造式を用いて記載した化合物に関する発明(実用新案)の名称

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の6.3.のインデント5)

発明群であって、その中の1発明が他の発明を得る(準備する)こと、実施すること又は使用することを意図したものであるものの名称は、1発明の完全名称及び当該他の発明の略名称を含まなければならない。

発明群であって、その中の1発明が他の発明における実施を意図したものの名称は、当該群の発明の完全名称を含まなければならない。

変形である発明群の名称は、当該群の1発明の名称及び括弧に入れた語「変形」から構成されなければならない。

#### 6.4. 発明(実用新案)の属する分野

この欄では、発明(実用新案)の属する分野及び必要な場合は発明(実用新案)の属する実施分野を明記しなければならない。複数の分野が存在するときは、好ましいものに限り明記しなければならない。

#### 6.5. 先行技術

6.5.1. 「先行技術」の欄には、出願人に知られた先行技術であって、発明(実用新案)及びその既知の先行技術に対する関係を理解するため有用であるとみなすことができるものを開示しなければならない。

特に、出願人に知られた先行技術に関する情報は、最も近い先行技術を表示すると共に記載しなければならない。

6.5.2. 発明(実用新案)の先行技術は、教育科学省への出願日前又は優先権主張のときは優先日前に、公衆の利用に供された出所から知られた同一表示の手段であり、かつ、発明(実用新案)の特徴と類似のものにより特徴付けられる。

2以上の先行技術が存在するときは、最も近い先行技術を最後に説明しなければならない。各先行技術の説明は、それが開示された情報源についての書誌事項を含み、並びにクレームされた発明(実用新案)の特徴に共通する特徴の記載及び技術的効果の達成を妨げる理由の記載を付したそれら先行技術の特徴を含まなければならない。

最も近い先行技術を使用するときに技術的効果の達成が妨げられる理由を示して記載するため、その特徴により決定された最も近い先行技術の技術的特質及び最も近い先行技術の使用においてこれらの特質がどのように明示されているかについて分析する必要がある。技術的効果の達成にそれらが不十分であると示すこともまた必要である。

6.5.3. 発明群の場合は、先行技術に関する情報は、各発明について個別に記載しなければならない。

#### 6.6. 発明(実用新案)の開示

6.6.1. 発明(実用新案)の対象は、発明(実用新案)がもたらす技術的効果を達成するために十分である実質的特徴の説明を通じて、開示されなければならない。

特徴が技術的効果の達成をもたらすとき、すなわち、これらの特徴と当該技術的効果との間に因果関係が存在するときは、それらの特徴は実質的である。

6.6.2. この欄において、発明(実用新案)により解決される課題、並びに発明(実用新案)により達成された技術的効果について、詳細に説明しなければならない。

原則として、技術的課題は、特質が特定の要件を満たす物の創作に存在する。この物とは、装置、方法等でもよいものとする。

6.6.3. 技術的効果とは、発明(実用新案)の対象の新規な特性の発見又は既知の特性の改良で

あって、発明(実用新案)の実施過程において達成されたものを意味する。

技術的効果は、例えば、回転数、摩擦係数、振動数、振幅の増減、符号歪みの減少、結晶化過程における構造的変更、単位操作と媒体との接触の改良等において、明示することができる。

技術的効果は、一定の目的を有する技術的手段を最初に取得することである場合もある。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の6.6.3.のインデント3)

発明(実用新案)を実施するための出願人に既知である一定の態様を含め、発明(実用新案)により達成された他の技術的効果について記載することもまた推奨される。

発明群の場合は、技術的効果に関する情報を含む前記情報は、各発明に関して提示しなければならない。

可能な場合は、発明(実用新案)の特徴と達成される技術的効果との因果関係をこの欄において示さなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の6.6.3.のインデント6)

#### 6.7. 図面中の図

この欄においては、図の一覧以外にも、それらに図示したものの簡単な説明を記載しなければならない。

発明(実用新案)が他の資料、例えば、写真等により図解されるときは、それらの内容の簡単な説明も記載しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の6.7.のインデント3)

表には、個別に番号を付さなければならない。

#### 6.8. 発明(実用新案)の実施態様

6.8.1. この欄では、「発明(実用新案)の開示」の欄において説明された技術的効果について、発明(実用新案)の実施の過程における達成の可能性を開示しなければならない。

6.8.2. 一般的概念により、特に機能的概念化により表現された特徴により特徴付けられた実質を有する発明の実施の可能性は、この特徴を具体化する手段の説明であって直接出願書類に含ませることができるものによるか又はこの手段若しくはその取得のための既知の方法についての言及により、支持されなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の6.8.2.)

6.8.3. ある範囲の数値により表現された数量が発明(実用新案)を特徴付けるために使用されるときは、発明(実用新案)の実施例は、当該一定の範囲内で望ましい技術的効果を達成する可能性を確認するデータを含まなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の



6.8.3.)

#### 6.9. 署名

発明(実用新案)の明細書には、出願人が、特許付与を求める願書に署名するのと同様に、署名しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則6の6.9.のインデント2)

## 規則 7 クレーム

### 7.1. クレームの目的及びクレーム要件

7.1.1. 発明(実用新案)の出願書類におけるクレームの目的は、特許の保護の範囲を限定することである。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.1.1.)

7.1.2. クレームは、発明(実用新案)を開示し、かつ、簡潔かつ明確な方法により記述しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.1.2.)

7.1.3. クレームが出願人により定義された技術的效果を達成するために十分な発明(実用新案)の特徴を含んでいるときは、発明(実用新案)の内容を開示したとみなされる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.1.3.)

7.1.4. クレームは、明細書を基礎とし、明細書に含まれたものと同一の概念を使用して発明(実用新案)を特徴付けなければならない。

7.1.5. クレームに記載した発明(実用新案)の特徴は、それらが特定できるように、すなわち、当該技術の熟練者により一義的に解釈できるように記述しなければならない。

7.1.6. 出願書類が図面を含むときは、クレーム中に記載された特徴を図面の参照符号との関係でより良く理解するため、クレーム中の特徴の後に対応する参照符号を括弧に入れて挿入することが認められる。参照符号の挿入は、クレームにより定義された保護の範囲を限定するものではない。

7.1.7. クレーム中の発明(実用新案)の特徴は、明細書又は図面の引用により言い換えることができない。言い換えは、特徴が他の如何なる方法でも表現できない例外的な場合は、可能である。出願人は、この必要性があることを立証しなければならない。

7.1.8. 一般的概念により包含された特質が発明の他の特徴と共に出願人により記載された技術的效果の達成をもたらす場合は、発明の異なる個別の実施態様を包含する(機能、品質等に関する)一般的概念を使用して発明(実用新案)を特徴付けることが望ましい。

当該概念が存在しないか又は概念化が不合理なときは、発明(実用新案)の特徴は、選択できる形で記述することができる。

発明(実用新案)の特徴については、この特徴が(前記選択の如何に拘らず)他の特徴との組合せで同一の技術的效果をもたらす場合は、選択できる形でこれを表現することができる。

## 7.2. クレームの構成

クレームは、単項でも多項でもよく、かつ、それぞれ1又は2以上のクレームを含めることができる。

7.2.1. 単項クレームは、当該発明(実用新案)の一定の実施態様又は使用に関して更に展開又は特定されない実質的特徴により、1発明(実用新案)を特徴付けるために使用される。

7.2.2. 多項クレームは、発明(実用新案)の一定の実施態様又は使用に関して発明群を特徴付けるため更に展開及び/又は特定される実質的特徴により、1発明(実用新案)を特徴付けるために使用される。

7.2.3. 1発明(実用新案)を特徴付ける多項クレームは、1独立クレーム及び後続の従属クレームを含む。

7.2.4. 発明群を特徴付ける多項クレームは、複数の独立クレームであって、その各々が当該群の1発明を特徴付けるものを有する。この場合は、各発明は、独立クレームに従属するクレームに関連させて特徴付けることができる。

7.2.5. 多項クレームを起草するときは、次の要件を満たさなければならない。

原則として、独立クレームは、他のクレームの引用を含んではならない。ただし、当該引用については、他のクレームの内容全体を含まないように当該独立クレームを記述するものであれば、受理可能である。

従属クレームは、群内の異なる発明を特徴付けるために同一の従属クレームが使用される場合を含め、従属する独立クレームと共に、区分しなければならない。

多項クレームは、1から始まるアラビア数字で(記載された順序により)番号を付さなければならない。

## 7.3. 発明(実用新案)の出願書類中のクレーム

7.3.1. 発明(実用新案)の出願書類中のクレームは、最も近い先行技術と共通の特徴を含み、かつ、対象の機能を特徴付ける属概念を含む導入部、及び最も近い先行技術の特徴とは異なる発明(実用新案)の特徴を含む特徴部から成るのが通例である。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.1.のインデント1)

導入部及び特徴部は、語句「…を特徴とする」により分離される。

クレーム、特に次のものに関するクレームは、導入部と特徴部とを分割せず起草することができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.1.のインデント3)

個別化合物

微生物の菌株、植物又は動物の細胞培養物

既知の製品又は方法の新規な使用

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.1.のインデント6)

先駆的発明(実用新案)

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.1.のインデント7)

クレーム(又は多項クレームの各クレーム)は、1文章として記述しなければならない。

7.3.2. 発明(実用新案)の出願書類における独立クレームは、1発明(実用新案)又は選択できる形でクレームされた1群の発明のみに関係しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.2.のインデント1)

1発明(実用新案)を特徴付ける独立クレーム又は1群の発明を特徴付ける個別の独立クレームは、技術的効果を達成するために十分な1組の特徴を含まなければならない。この組の特徴は保護の範囲を決定する。

7.3.3. 独立クレームを起草するときは、技術的効果を達成するために十分な特徴が、この対象に直接関係する特徴として記述しなくてはならないことに留意すべきである。

7.3.4. 独立クレームは、次のものを含む場合は、1発明(実用新案)に関する独立クレームとはみなされない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.4.のインデント1)

同一の技術的効果を提供しない選択性のある特徴、又は特徴の選択性のある群であって各選択性のある群が複数の機能的に独立した特徴(装置のユニット又は機能部品、方法の工程、当該方法で使用される物質、素材又は装置、組成物の成分等)を含み、当該選択性のある特徴のうち1の選択が他の特徴の選択に従属する場合を含むもの

異なる種類の物に係る発明の特質又は1組の手段に関するが、その各々の手段がそれ自体の目的を有するのに反して前記の組が共通の目的を有さない発明の特質

7.3.5. 1発明(実用新案)に関する従属クレームは、独立クレームに記載された特徴を展開させ又は特定し、特にこれらの若干の特徴を展開させ又は特定した特徴であって、発明(実用新案)の一定の実施態様又はその実施に限り必要である特徴を含まなければならない。

7.3.6. 従属クレームの導入部は、発明(実用新案)の目的を表現し、独立クレームより簡潔な記述を使用した属概念を含み、かつ、それが関係する独立クレーム及び/又は従属クレームの引用を含まなければならない。

7.3.7. クレームは、独立クレームに直接的又は間接的に従属することができる、すなわち、それらクレームは、1又は2以上の従属クレームの引用を含むことができる。

7.3.8. 直接的従属は、発明(実用新案)の実施態様の特質又は発明(実用新案)の実施の一定の事例の特質のため、このクレームの特徴以外に、独立クレームの特徴のみが必要な場合に用いられる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.8.)

7.3.9. 間接的従属は、発明の実施態様の特質又はその実施の一定の事例の特質のため、独立クレームの特徴以外に、1又は2以上の従属クレームの特徴が必要な場合に用いられる。

7.3.10. 多項従属クレームの場合は、複数のクレームの引用を選択できる形で記述しておくものとする。

7.3.11. 1対象を特徴付ける従属クレームにおいて、すべての場合に語句「クレーム1による装置」は、第1クレームの内容全体、すなわち、必ずその導入部及び特徴部において記載された例外なしの全特徴の組を意味する。

7.3.12. 従属クレームについて、それが依拠する独立クレームに存在する特徴が変更されたか又は脱落しているように言葉が使用されているときは、当該従属クレームは、独立クレームにより特徴付けられた発明と同一の発明(実用新案)を特徴付けるとみなすことができない。(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.3.12.)

#### 7.4. 署名

クレームには、特許付与を求める願書と同様に、署名されなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則7の7.4.のインデント2)

## 規則 8 図面

8.1. 図解(すなわち, 図面, 略図, 図表等)は, 別紙(複数に亘る別紙)に掲載しなければならない。各紙面の右上端隅には, 発明(実用新案)の名称を表示しなければならない。

8.2. 発明(実用新案)の説明のため, 他の図解資料の補足として写真を提出することができる。例外的な事例では, 主な種類の図解, 例えば, 外科手術の段階の図解として写真を提出することができる。

写真の寸法は, 出願書類の紙面の余白をはみ出してはならない。小型写真は, 紙面の品質に対する要件に従い, 一定寸法の用紙の紙面上に糊付けしなければならない。

## 規則 9 要約書

9.1. 要約書は、発明(実用新案)の概要であり、これを構成するものは、発明(実用新案)の名称、(発明の名称から自明でないときは)発明(実用新案)が関係する発明の分野及び／又はその実施の分野の特質、達成される技術的効果の記述された発明(実用新案)の対象の特質である。要約書では、発明(実用新案)の対象は、クレームの自由説明の様式により、好ましくは、各独立クレームのすべての実質的特徴を維持することにより、特徴付けなければならない。

9.2. 要約書は、情報目的で作成されるものとする。それは、他の如何なる目的にも、特にクレームの解釈及び先行技術の決定のために、考慮することができない。

要約書は、対応する技術分野での調査の有効な手段として使用できるように作成しなければならない。

9.3. 要約書の推奨される内容は、語数 1000 語までとする。

要約書は、分離した簡単な文章により記述しなければならない、複雑な形式の表現を避けることが望ましい。

数式及び化学式、並びに図面については、要約書がそれらなしでは起草できないときは、それらを要約書に含めることができる。要約書に記載の図面は、別紙に表示し、要約書に添付することができる。要約書に添付する図面の写しの部数は、要約書自体の部数と同数でなければならない。

9.4. 要約書にはまた、一定の補足情報、特に独立クレーム及び従属クレーム、図面中の図、並びに表の数への言及を含めることもできる。

## 規則 10 装置に関する出願の要件

10.1. 対象として「装置」を特徴付けるためには、特に、次の特徴を使用しなければならない。

構成要素

要素間の連結

要素又は装置全体の形態

要素間の連結がなされる方法

要素のパラメータ及び他の特質並びにそれらの相互関係

要素又は装置全体、並びに要素の機能を実行する媒体が作られる素材、並びにその他の特質

### 10.2. 説明の方法

10.2.1. 「発明の実施態様」の欄は、装置の静的説明を含まなければならない。装置の構成要素の説明では、図面を参照しなければならない。明細書での構成要素の番号の参照は、図面に表示のものと対応していなければならない。

10.2.2. 装置の静的説明の後、その操作(作業)又はその使用方法は、図面上に及び必要な場合は他の図的資料(流れ図表、時系列図表等)上に示された構成要素の参照符号を参照して、説明しなければならない。

一定の場合は、発明をより良く理解するため及び簡潔にするために、この欄では、装置についての説明を異なる順序で起草することも可能である。

10.2.3. 装置が機能的レベルで特徴付けられた要素を含み、その実施が多機能のプログラム化された(調整された)手段の使用を要するときは、前記装置においてこの手段が一定の機能を実行する能力を確認する情報を提供しなければならない。この情報以外に、アルゴリズム、例えば、コンピュータ用アルゴリズムが提供されるときは、好ましくは、チャートの様式、又は可能な場合数学的表現様式により、記載しなければならない。

### 10.3. クレームの方法

10.3.1. 装置は、クレームにおいて静的に特徴付けられなければならない。

クレームは、装置の要素による一定の機能を発揮する能力、すなわち、回転又は軸回転等を例として、要素が作動するように利用される事実への言及を含むことができる。

10.3.2. 装置の特質の曖昧さを防止するため、装置の特徴は、要素から成るのみでなく、それらの間の連結及び/又はそれらの相互配置も含まなければならない。

そこに含まれない要素へのクレームにおける言及は、この言及が装置の特質に曖昧さを生じさせないときは、認められる。



## 規則 11 物質に関する出願の要件

11.1. 物質の特質には、次の特徴を使用しなければならない。

11.1.1. 特に、個別化合物には次の特徴を使用しなければならない。

低分子化合物の場合は、成分(一定元素の原子)、数量(各元素の原子数)、原子間の結合、それらの化学構造式で表す分子内又は結晶格子における位置

高分子化合物の場合は、1 鎖状高分子の化学成分及び構造、全体としての高分子構造(線状、分岐)、連鎖周期性、分子量、連鎖長分布、高分子結合構造及び比重測定法、その末端基及び側基

未定構造の個別化合物の場合は、この化合物の特定を可能にするその生産方法の特徴を含み、物理化学的及びその他の特質

11.1.2. 組成物の特質としては、特に、次の特徴を使用しなければならない。

品質(成分)

数量(成分含量)

組成物の構成

成分の構成

11.1.3. 核変換により得られた物質の特質としては、特に、次の特徴を使用しなければならない。

品質(元素の同位体組成)、数量(陽子及び中性子の数)

主要核特質、すなわち、半減期、エネルギー及び放射エネルギーの種類(放射性同位元素について)

11.1.4. 未定成分の組成物の特質には、特に、次の特徴を使用しなければならない。物理化学的指数、物理的指数及び効用指数、並びに調製方法を特徴付ける特徴

11.2. 説明の方法

11.2.1. 個別化合物である発明の名称は、共通化学命名法(好ましくは化合物の国際命名法 IUPAC)の1つに従うその名称を含まなければならない。その表示を指摘し、更に生物学的活性化合物の場合は、生物学的活性の種類を指摘することもまた可能である。

11.2.2. 一定の構造の新規な個別化合物である発明についての「発明の実施例」の欄には、次のものを提示しなければならない。標準方法により決定された構造式、物理化学的定数、当該化合物が最初に得られた方法の説明、及びこの化合物を一定の表示として使用することができる確認

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則11の

11.2.2.)

11.2.3. 遺伝子操作化合物の場合は、次のものを列挙しなければならない。(核酸碎片につい

て)ヌクレオチド配列,又は(組み替え核酸及びベクトルについて)物理的チャート,並びにアミノ酸配列,当該化合物を特定する物理化学的及びその他の特質。また,新規な個別化合物を最初に得た方法,並びにこの化合物を所与の表示で使用できる可能性について説明しなければならない。

11.2.4. 生物学的活性化合物の場合は,それらの活性及び毒性の指数,並びに必要な場合は選別性,及びその他の指数を記載しなければならない。

11.2.5. 発明が一般構造式で決定された構造を有する1グループ(範囲)の新規な個別化合物であるときは,当該グループの全化合物を得る可能性については,調製法の一般的手法により,及び当該グループ(範囲)の一定の化合物を調製する少なくとも1例示により,これを確認しなければならない。グループ(範囲)が異なる化学的性質の基を含むときは,例示の数は,これらの基を含有する化合物を得る可能性を確認するのに十分でなければならない。既得の化合物の場合は,既知の方法により確認されたそれらの構造式,物理化学的定数,及び所与の表示についての使用可能性について,異なる化学基を有する一定の化合物に関する前記可能性を確認してある証拠を提示しなければならない。

11.2.6. 新化合物が微生物の菌株,植物又は動物の細胞培養物を使用して得られたときは,この菌株,植物又は動物の細胞培養物を含む生合成法に関する情報,並びにこの菌株又は細胞に関する資料,及び,必要な場合,その寄託に関する資料を提示しなければならない。

11.2.7. 新化合物が生物学的活性を有するときは,それらの活性及び毒性,並びに必要な場合は選別性等を記載しなければならない。

11.2.8. 発明が中間化合物であるときは,一定の表示若しくは生物学的活性特性を有する新規な最終製品を得る可能性,又は中間化合物から既知であるその最終製品に転換する可能性を示さなければならない。

11.2.9. 発明が一定の疾病の治療,予防又は診断のための手段であるときは,当該発明をその疾病の治療,予防又は診断に使用する適性を確認する立証された資料を提示しなければならない。可能な場合は,この手段の使用が病因に如何に影響を及ぼすかについて説明する資料を提示することが望ましい。投薬法及び服用量を表示した臨床試験,毒性試験の結果及び調剤法に関する資料を提示することが望ましい。

11.2.10. 発明が組成物(混合物,溶液,合金等)であるときは,実施例には,当該組成物に含有された成分,それらの特質及び比率を挙げなければならない。組成物が新規な化合物を含むときは,当該組成物及び化合物の調製法を説明しなければならない。

11.2.11. 全実施例において,各成分の含量は,クレームに記載の範囲に対応する量で記載しなければならない(クレーム中の成分比率が重量パーセント又は体積パーセントで記載されているときは,当該実施例に記載の全成分からなる全体含量については,100パーセントに

等しくなければならない)。

### 11.3. クレームの方法

11.3.1 何れの出所の個別化合物でも、これを特徴付けるクレームは、その名称又は呼称を含まなければならない。クレームは、生物学的活性の表示又は種類を含むことができる。確定構造を有する化合物の場合は、構造式を記載しなければならないが、他方、未定構造の化合物の場合は、当該化合物を特定するその物理化学的及びその他の特質について、特に次の通り提示しなければならない。

抗生物質及びその他の低機能物質について：単離したソース(微生物の菌株又は植物若しくは動物の細胞培養物)、元素含量、分子量、光学活性、スペクトル分析資料、物質の色及び物理的状态、その溶解度、及び着色反応

天然酵素について：単離したソース(微生物の菌株又は植物若しくは動物の細胞培養物)、基質特異性、分子量、最適 pH、熱安定性及び pH 安定性、等電点、ミカエリス定数、酵素阻害剤

単クローン抗体について：単離したソース(微生物の菌株又は植物若しくは動物の細胞培養物)、免疫グロブリン分類(副分類)及び軽鎖の種類、特異性、ターゲット等の抗原特性、会合定数、分子量、等電点、並びに抗原の性質に依存して、補助会合性若しくは中和性、又は融解性若しくは凝集性、又は沈澱性の活性、又は細胞毒性(定量)

保護抗原について：単離ソースとしての菌株、局在性、及び菌株構造中の抗原の性質、単離方法、生化学物質含量(多糖類抗原に対する単糖類含量、蛋白質抗原に対するアミノ酸含量及びその他)、分子量、等電点及び(又は)等電移動度

11.3.2. 遺伝子操作物の場合は、クレームは、(核酸断片について)ヌクレオチド配列及び(組み替え核酸について)物理的チャートの説明、並びにこれらの物を特定するアミノ酸配列、物理化学的及びその他の特質、特に出所(成分)、遺伝標識及び調節子区域、(プラスミドについて)接合性、ベクトル容量、(ベクトルについて)主スペクトル、核酸(遺伝子構造)の側面断片のヌクレオチド配列、及び(組み替え核酸及び核酸断片について)コード化物質の名称を含まなければならない。

11.3.3. 組成物に関するクレームには、その定性含量(成分)及び必要な場合は定量含量(成分量)、その構造、並びに当該成分の構造を含めなければならない。

11.3.4. 組成物に係る発明を特徴付ける特徴については、「含む」という語、及び成分を組成物に添加する事実を強調するため必要な場合はその延長で「更に」という語で始めるクレームの中に含めなければならない。

組成物中の成分の数量は、原則として、任意の一価の構成単位により表現し、含量の最小限度(下限)及び最大限度(上限)を特徴付ける2単位で表現しなければならない。成分の1つの含量は、「残量」として特徴付けることができる。

抗生物質、酵素、アナトキシン等の含量は、組成物中の残りのその他の成分の単位以外の単位、例えば、組成物中の残りの成分の1/1000質量で表現することができる。

11.3.5. 組成物の場合は、その表示が活性化合物により決定され、かつ、その中のその他の成分がこの表示の組成物中に伝統的に使用されてきた中性担体であるときは、クレームにおいてこの活性化合物のみ、及び必要な場合は組成物中のその量を記載することも可能である。表現「有効量」の使用による、この量についての説明も認められる。

組成物を特徴付ける更に他の選択肢は、例えば、「所望の添加物」等の一般用語によりクレームに他の成分(中性担体)を追加して記載することである。この場合において、必要なときは「活性化合物」と「所望の添加物」との比率を記載しなければならない。

11.3.6. 既知の錯体化合物を発明の特徴に使用するとき、この化合物及びその基剤の特性及び機能を強制的に表示するその特有名称を使用することが可能である。後者に名称を使用する場合は、説明は、この化合物が説明された出所、及び必要な場合は、その成分全体及び調製法が開示された出所に対する言及を含まなければならない。

## 規則 12 微生物の菌株，植物又は動物の細胞培養物に関する出願の要件

12.1. 微生物の菌株，植物又は動物の細胞培養物を特徴付けるためには，次の特徴を使用しなければならない。

12.1.1 微生物の個別菌株を特徴付けるためには，特に，次の特徴を使用しなければならない。  
培養物-形態学的特質，培養物の成長温度及び年齢(栄養細胞，コロニー，空気及び微小菌類及び放射線菌のための基質菌糸体，バクテリア用液体媒体中の成長段階，イースト，単藻類の特質)

生理学的-生化学的的特質(典型的代謝物質，温度，酸素，pH との関係，窒素及び炭素の使用)

化学的-遺伝系統学的特質

(真性細胞について)細胞核学的特質

標識特質：遺伝的，抗原，生化学的，生理学的

生物工学的特質：菌株が生産する有用物質の名称，又は長期培養時の有用特性の安定的維持を表示する菌株の他の目的，活性レベル(生産性)

(医学及び獣医学用微生物の菌株について)毒性，抗原構造，免疫原性，血清学的特性，腫瘍発生，抗生物質過敏性，拮抗特性

親菌株(パートナー)の特質，(雑種微生物の菌株について)雑種繁殖原理

微生物の個別菌株の特定を可能にする他の特質を使用することもまた可能である。

12.1.2. 植物及び動物細胞の個別菌株を特徴付けるためには，特に，次の特徴を使用しなければならない。

培養系統

移住までの通過数

成長の標準条件

培養特性

成長(動的)特性

(雑種について)動物体中の培養物特質

細胞発生的(細胞核学的)特質

細胞形態学的特質

(植物細胞について)形態発育能力

(動物細胞について)一定の種への所属を確認する資料

(雑種を含み，動物の細胞培養物について)腫瘍発生

標識特質：細胞発生的，免疫的，生化学的，生理学的標識特質

汚染特質(プロトゾア菌類，イースト，バクテリア，ミコプラズマ，ウイルス)

生物工学的特質：培養物により生産する有用物質の名称及び/又は特質，又は長期培養時の有用特質の安定的維持を表示する培養物の他の目的，製品の収率，活性レベル(生産性)

細胞保存，並びに植物及び動物の細胞培養物の個別菌株の特定を可能にする他の特質

12.1.3. 個別菌株に関して記載の特徴に加え，微生物，植物及び動物の細胞培養物の共同体を特徴付けるためには，特に次の特徴を使用しなければならない。出所(それから単離したソース)，適応及び選別の因子及び条件，分類学的内容，分割性，個別成分の数及び主要成分，

培養による形態学的及び物理生物学的特徴，共同体全体としての種類及び生理学的特性，菌株の相互関係及び代替性，新規な個別菌株の特質及びそれらの特定を可能にする他の特質

## 12.2. 説明の方法

12.2.1. 微生物の菌株又は植物若しくは動物の細胞培養物である発明の名称は，微生物の属及び種について又は動物若しくは植物の細胞培養物についての科学的ラテン語名，当該種についての著作者の姓，並びに微生物の菌株又は動物若しくは植物の細胞培養物の目的を含まなければならない。微生物又は動物若しくは植物の細胞培養物の名称は，国際細菌命名規約，国際植物命名規約，国際動物命名規約の要件を満たさなければならない。例えば，細菌の場合は，その名称は，「細菌学名承認一覧」に含まれたもの，又は国際微生物系統進化雑誌に追加して公表されたものでなければならない。

前記一覧又はその付録に記載されていない微生物名は，未開示種の様式により，Sp. (種)とし，標記「inv.」を伴う括弧に入れた創作名称の表示と共に記載しなければならない。例えば，アミラーゼ生産菌は「Strain of bacteria *Bacillus* “Sp.” (*B. amulolyticum*) “inv.”」と記載する。

12.2.2. 微生物の菌株，植物及び動物の細胞培養物である発明の最も近い先行技術を特徴付ける時は，媒体中の所望の製品の収率に関する資料，並びに活性(生産性)レベル及びそれらの決定法(試験法)に関する資料を記載しなければならない。菌株が物質生産菌であるときは，生産された物質に関する追加情報を記載しなければならない。

12.2.3. 発明を実施する可能性を確認する情報を提示するときは，微生物の菌株，植物及び動物の細胞培養物の場合は，命名法の資料，並びに微生物の菌株又は動物若しくは植物細胞培養物の出所に関する資料，栄養媒体(播種及び酵素)の数量及び品質に関する資料，培養条件(温度，pH，酸素の特定物質移動，照明等)，醗酵期間，菌株の活性(生産性)レベル及びその決定法(試験法)，生合成の特質，有用(所望)の製品，製品の収率に関する資料を提示しなければならない。新規な製品(例えば，抗生物質，酵素，単クローン抗体等)の生産者の場合は，所望製品の単離及び精製の方法について説明しなければならない。

微生物の菌株，植物又は動物の細胞培養物である発明を実施する可能性は，この菌株，植物又は動物の細胞培養物を得ることができる場所及び方法への言及により確認しなければならない。

12.2.4. 微生物の菌株，植物又は動物の細胞培養物を得る可能性は，当該技術の熟練者が説明に従い発明を実施できるようなそれらの調製方法についての説明により，又は公認の収集寄託機関への微生物の菌株の寄託に関する情報の提示により，支持されなければならない。この場合は，寄託日が特許出願日より前であり，優先権が主張されたときはそれが優先日より前でなければならない。

12.2.5. 微生物の菌株の寄託に関する情報には，次のものを含まなければならない。  
当該菌株を寄託した寄託機関の名称及び場所

寄託日

微生物の寄託菌株に割り当てられた受託番号

特許手続を目的とする微生物の寄託は、その一覧が付録2に記載されているウクライナ寄託機関に微生物が寄託されたときは、寄託が行われたとみなす。出願人が外国人又はウクライナ国外に居住するか若しくは住居を有する者であるとき、又は菌株をウクライナ寄託機関に寄託できないときは、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(1977年ブダペスト、1980年改正：995-039)に基づく国際寄託当局の地位を有する当局に当該微生物を寄託しなければならない。

12.2.6. 微生物と植物及び動物の細胞培養物との複合体の場合は、次のものを提示しなければならない。成分の入手可能性を点検する方法、単離(選別)の方法及び選別実施の手段となる特性、長期間培養時の当該共同体としての安定性、外来微生物との汚染に対する抵抗性

12.3. クレームの方法

微生物の菌株、植物又は動物の細胞培養物を特徴付けるクレームは、微生物の菌株(植物又は動物の細胞培養物)が関係する微生物(植物又は動物の細胞培養物)の属及び種の科学的ラテン語名、微生物の菌株(植物又は動物の細胞培養物)の目的、並びに微生物の菌株が寄託されているときは、公認の収集寄託機関の名称若しくは略称、及び寄託物の受託番号を含めなければならない。

### 規則 13 方法(方式)に関する出願の要件

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の表題)

13.1. 「方法」発明を特徴付けるためには、特に次の特徴を使用しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13.1.のインデント)

複数の動作又は1組の動作の存在

これら動作が営まれる経時的順序(後続, 同時, 異なる組合せ等)

これら動作が営まれる条件, すなわち, 管理形態, 物質(貯蔵試薬, 触媒等)の使用, 装置(手段, 工具, 設備等), 微生物の菌株, 植物又は動物の細胞培養物

13.2. 説明の方法

13.2.1. 未定成分の高分子化合物の調製のための方法である発明の名称は, この化合物の名称及び必要な場合はその表示を含まなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.1.のインデント1)

物質(未定成分の混合物)の調製のための方法である発明の名称は, この化合物の表示又は生物学的活性の特性を含まなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.1.のインデント2)

13.2.2. 高分子化合物又は遺伝子操作物を含む新規な個別化合物の調製方法である発明の明細書の「先行技術」の欄には, その既知の構造類似体の調製方法に関する情報を記載しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.2.のインデント1)

発明が未定成分であって, かつ, 特定表示又は生物学的活性特性を有する混合物を調製する方法により構成されているときは, 同一の表示又は生物学的活性を有する混合物を調製する方法は, 類似の方法であるとみなすことができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.2.のインデント2)

13.2.3. 「発明の実施態様」の欄には, 物質の対象についての動作の順序(措置, 動作), 並びにそれらの動作を営む条件, 一定の管理形態(温度, 圧力等), 及び必要な場合, 関係する装置, 物質, 微生物の菌株, 植物及び動物の細胞培養物への言及を含まなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.3.)

13.2.4. 新規な化合物が当該方法で使用されるときは, それらの調製の方法を開示しなけれ



ばならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.4.のインデント1)

既知の手段(装置、物質、並びに微生物の菌株、植物及び動物の細胞培養物)を用いることにより特徴付けられた方法の明細書では、この手段への言及で十分である。未知の手段が使用されるときは、それらの特質を提示しなければならない。微生物の菌株、植物及び動物の細胞培養物が使用されるときは、対応する微生物の菌株又は植物及び動物の細胞培養物を得ることができる場所及び方法に関する言及をしなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.4.のインデント2)

13.2.5. 微生物の菌株を得る可能性は、当該技術の熟練者が明細書に従い発明を実施できるようなその調製の方法についての説明により、又は公認の収集寄託機関へのその寄託に関する情報の提示により、支持されなければならない。寄託日は、特許出願日より前でなければならない。優先権が主張されたときの寄託日は、優先日より前でなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.5.)

13.2.6. 未定構造の個別化合物を調製するための方法である発明の場合は、この化合物を得るために使用された貯蔵試薬に関する資料等、この化合物を特定するのに必要な資料、及び出願人により提案された処方によるこの化合物を使用する可能性を支持する情報を提示しなければならない。この処方を目的とした化合物の利用を可能にする特性に関する情報を提示することもまた望ましい。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.6.)

13.2.7. 未定成分及び/又は構造の混合物の調製のための方法である発明の場合は、この混合物を得るために使用された貯蔵試薬に関する資料以外に、当該混合物を特定するのに必要な資料、並びにこの混合物について出願人により提案された処方に対する使用可能性を生じる特性に関する所望の情報を含め、この処方にこの混合物を使用することを支持する情報を提示しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.7.)

13.2.8. 一般構造式により説明することができる新規なグループ(範囲)の化合物を調製するための方法である発明の場合は、当該グループ(範囲)に属する一定の化合物の調製の少なくとも1例を記載しなければならない。当該グループ(範囲)が異なる化学的性質の基を有するときは、例示の数は、これらの基を有する化合物を得る可能性を確認するのに十分でなければならない。当該グループ(範囲)に属する化合物は、既知の方法により確認された構造式及びそれらの物理化学的特質により支持されなければならない。明細書はまた、新規な化合物の表示又は生物学的活性の特性に関する情報を含まなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.8.)

13.2.9. 発明が一定の疾病の治療、予防、又は診断の方法であるときは、所与の疾病の治療、予防又は診断に使用されるその適応性を確認する立証資料を提示しなければならない。可能な場合、当該疾病の病因に及ぼす影響に関する資料、又は病因と診断との間の関係に関する資料を提出することができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.9.)

13.2.10. 発明が物品を調製するための方法である場合において、当該物品の一定の部品又は当該物品自体が未定成分及び構造の素材から生産されているときは、使用素材の特性並びにこれら部品及び／又は物品全体の取扱いの特質に関する資料を提示しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.2.10.)

### 13.3. クレームの方法

13.3.1. 方法の開示における曖昧さを回避するため、その特徴は物質的対象に行われた動作の存在のみでなく、それらの実施の経時的順序(配列)もまた指摘しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.3.1.)

13.3.2. 方法の特徴としての動作(措置、操作等)の特質について、動詞は能動態、直説法、三人称複数で使用し、例えば、「加熱する」、「ぬらす」、「硬化する」等としなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則13の13.3.2.)

## 規則 14 既知の製品又は方法の新規な使用に関する出願の要件

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 14 の表題)

14.1. 「既知の製品又は方法の新規な使用」を特徴付けるためには、次の特徴を使用しなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 14 の 14.1. のインデント 1)

使用対象物を特定するのに十分なその簡単な特質  
この使用対象物のための新規な処方についての定義

### 14.2. 説明の方法

14.2.1. 既知の製品又は方法の新規な目的での使用である発明の名称は、当該製品及び／又は方法に関して規定の要件に従い構成しなければならない。当該名称は、当該既知の物の新規な目的を特徴付けなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 14 の 14.2.1.)

14.2.2. 既知の製品又は方法の新規な使用である発明の場合は、この発明の先行技術は、各々同一表示の既知製品又は方法により構成されなければならない。

発明が既知の製品又は方法の新規な使用であるときは、発明の明細書は、(既知の物が開示された情報源についての書誌事項と共に)既知の物の特質、並びにその既知及び新規な処方に関する情報、及び可能な場合は当該新規な処方に対する使用可能性を生じる特性の開示に関する情報を含まなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 14 の 14.2.2.)

14.2.3. 「発明の実施態様」の欄は、法の規定する通り、既知の製品又は方法の使用可能性を確認する情報を含まなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 14 の 14.2.3.)

### 14.3. クレームの方法

発明が既知の製品又は方法の新規な使用であるときは、クレームは、次の通りの言葉を使用しなければならない。「(製品又は方法の新規な表示)としての(製品若しくは方法の名称又は特質)の使用」

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 14 の 14.3. のインデント 2)

## 規則 15 実用新案の出願の要件

実用新案を特徴付けるためには、規則 10.1.、規則 11.1.、規則 12.1.、規則 13.1. 及び規則 14.1. において規定する特徴を使用しなければならない。

説明及びクレームの方法は、規則 10.2.、規則 10.3.、規則 11.2.、規則 11.3.、規則 12.2.、規則 12.3.、規則 13.2.、規則 13.3.、規則 14.2. 及び規則 14.3. の要件を満たさなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 15)

## 規則 16 出願

16.1. 法第 12 条に基づいて、出願は、特許取得の意志を有し、かつ、取得する権利を有する者により教育科学省に対して行われる。出願は、ウクライナ特許庁の宛先へ直接提出するか又は送付する。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 16 の 16.1. のインデント 1)

出願はフロッピー・ディスク又は CD-R の電子的写しを添えて行うことができる。当該写しはその各々が出願の個別書類の電子的写しであるファイルを含まなければならない。当該書類は一般的にワード・ファイルとして作成されなければならない。語句は次のフォントを使用する RTF フォーマットによることができる。Times New Roman, Arial Cyr, サイズ 9, (特定の符号については)Symbol, 及び数式の表示については、マイクロソフト Equation フォーマットを使用しなければならない。

(規則 16 の 16.1. は 2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づくインデント 2 により補足された)

法第 13 条に基づいて、出願日は、教育科学省が少なくとも次のものを含む書類を受領した日とする。

ーウクライナ語により作成された、任意の様式による特許付与を求める願書

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 16 の 16.1. のインデント 4)

ーウクライナ語による出願人及びその宛先の明細

ーウクライナ語又は外国語による発明(実用新案)の明細書を構成すると認められる書類。当該書類が外国語によるときは、出願日を維持するために、そのウクライナ語への翻訳文を出願日後 2 月以内に教育科学省へ提出しなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 16 の 16.1. のインデント 6)

16.2. 出願人の請求で、出願は、代理人を通じて行うことができる。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 16 の 16.2. のインデント 1)

ウクライナ国外に居住するか若しくは住所を有する外国人又は無国籍者は、国際協定による別段の規定がない限り、教育科学省に対するそれらの者の権利を知的所有権事項における代理人を通じて行使しなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 16 の 16.2. のインデント 2)

出願人の一覧がウクライナの領土に居住する自然人又はウクライナの領土に住所を有する法人を含むときは、その通信用宛先がウクライナにあることを条件として、出願を代理人なしで行うことができる。

2 人以上の出願人が願書に記載されているときは、その 1 人を残りの出願人全員による代理人として任命することができる。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 16 の 16.2. のインデント 4)

16.3. 代理人側からの何らかの行動、又は代理人に対する何らかの行動は、対応する出願人によりなされた行動、又は出願人に対する行動であるとみなす。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則16の16.3.のインデント1)

16.4. 出願が代理人を通じて行われたときは、出願書類には、代理人の権限を証明する委任状又はその写しを添付しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則16の16.4.のインデント1)

委任状が外国語により作成されたときは、そのウクライナ語への翻訳文をそれに添付しなければならない。

委任状は、出願書類に添付しなければならない。

委任状は、1又は2以上の出願を包含することができる。

委任状が複数の出願に関して発行されているときは、各出願書類には、当該委任状の写しを添付しなければならない。

委任状には、次のものを表示しなければならない。

委任状が発行された名義人の完全名称

委任状が発行された名義人に対して付与した権限の範囲

作成日。その作成日を表示していない委任状は、無効であるとみなされる。

委任状は、それを発行した者が署名しなければならない。委任状がウクライナ法人により発行されるときは、被委任者の署名には、捺印しなければならない。

委任状の有効期間は、3年を超えることができない。それより長い期間が委任状に記載されているときは、それはその作成日から3年以内を有効とする。有効期間が委任状に記載されていないときは、それは作成日から1年以内を有効とする。

ウクライナ国外で発行された委任状の作成方法及び有効期間は、当該委任状の発行された国の法律に基づいて決定されるものとする。

ウクライナ国外に居住する者を代理するため教育科学省に登録された代理人に対して発行された委任状は、出願人自身、及び出願人より発行された対応する委任状に基づいて行動する出願人の代理人の何れによっても、発行することができる。この場合は、何れの委任状も教育科学省に提出しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則16の16.4.のインデント13)

16.5. 代理人の任命は、その任命をした者により又はそれらの承継人により取り消すことができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則16の16.5.のインデント1)

代理人は、署名入り届出書を提出することにより、自己の代理権を放棄することができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則16の16.5.のインデント2)

16.6. 出願はファクシミリにより行うことができる。この場合は、出願日はウクライナ特許庁がこの出願書類のファクシミリ写し(当該出願書類が異なる複数の日に送達された場合は、その最後の部分)を受領した日とする。ただし、ウクライナ特許庁が当該出願書類の原本を出願書類の先のファクシミリ送信について記載した添付書状と共に前記日付から 14 日以内に受領することを条件とする。

出願書類の原本を前記期限後に受領のとき又はその内容がファクシミリ写しと異なるときは、出願日はウクライナ特許庁による原本写しの受領日とし、当該ファクシミリ写しの内容は考慮されないものとする。

出願書類のファクシミリ写し又はその部分が判読できないときは、当該判読不能の部分については提出しなかったものとみなす。

出願書類がファクシミリにより週末、休日、若しくは法定の他の非就業日、又はウクライナ特許庁での就業時間終了後に提出された場合は、出願日は送信日後の最初の就業日とする。ただし、本項インデント 1 に規定の要件を満たすことを条件とする。

(規則 16 は 2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づく規則 16.6. により補足された)

(規則 17. 削除。規則 17 の表題は 2005 年 4 月 14 日付けウクライナ教育科学省決議第 223 号に基づいて削除された。したがって、規則 17.1. から規則 17.4. まで並びに規則 18 及び規則 19 は、それぞれ規則 16.7. から規則 16.10. まで並びに規則 17 及び規則 18 とみなす)

16.7. 出願は、2004 年 12 月 23 日付けウクライナ閣僚会議決議第 1716 号に基づいて実施された知的所有権の対象保護に関する行為についての公定手数料の納付手続に関する規則(以下「規則(Regulations)」という)の要件に従い、かつ、その額での公定手数料の納付を条件とする。手数料納付を確認する書類は、出願書類と共に又は出願日から 2 月以内に、ウクライナ特許庁に提出しなければならない。この期間については、関係請求書をこの期間の満了前に提出し、かつ、該当手数料を納付した場合は、6 月を限度としてこれを延長することができる。

手数料の納付を確認する書類は、出願を特定することができるウクライナ特許庁の銀行口座からの抄録とすることができる。

出願人の参照番号がウクライナ特許庁の銀行口座の抄録から欠落しているとき、及び手数料が法定の納付期日後にウクライナ特許庁口座から引き落とされたとき、並びに手数料が規則(Regulations)付録第 3 条又は第 4 条により規定する通貨以外の通貨により納付されたときは、手数料の納付を確認する書類は、出願書類に含まれた手数料計算用紙(支払指図書、現金受領書、領収書等)の印字された写しでなければならない、それは規則(Regulations)の要件を満たし、かつ、法により規定する手続に従い授權された銀行係員により証明されたものとする。手数料の納付を確認する書類の受領日は、当該手数料のウクライナ特許庁口座に振り込まれた日とする。従って、手数料の振込は、教育科学省による出願書類の受領前、又はこの期間の延長請求が行われなかったときは出願日後 2 月以内に行わなければならない。

出願手数料がウクライナ特許庁に対する出願書類又は請求書の提出の前に納付されたときは、納付を確認する書類の受領日は、ウクライナ特許庁による当該書類又は請求書の受領日とする。ただし、それを次の通り受領することを条件とする。

手数料の額が出願の日に変更されていない場合は、ウクライナ特許庁口座での手数料の受領

日後3月の満了前、又は

改定手数料の実施日から1月以内

手数料がウクライナ特許庁に振り込まれた日が法により規定する期限より後の場合は、手数料の納付を確認する書類の受領日は、規則(Regulations)の要件を満たす計算用紙の印字された写しに記載の日とする。

手数料の納付を確認する書類については、それが本項及び規則(Regulations)第5項の規定に従い作成され、かつ、手数料の納付額が次の項目の支払計算をして所定の出願手数料の額に対応するときは、規則の要件を満たすものとみなす。

出願人

クレームの数

フロッピー・ディスク又はCDRによる出願書類の電子的写しの利用可能性

出願人が出願手数料の納付上の恩典を有するか又はこの納付を免除されている場合は、出願書類には、前記手数料の納付免除又は部分免除の権利を確認する書類の写しを添えた恩典の付与申請書を添付しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正され、2005年4月14日付けウクライナ教育科学省決議第223号に基づいて改正された規則16の16.7.)

16.8. 委任状(代理人により出願のとき)は、規則16.4.の要件に基づいて作成されなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則16の16.8.)

16.9. 出願人が優先権を主張しようとするときは、その者は、法第15条(2)に基づいて、出願日から3月以内に教育科学省へ、先の出願の出願日及び出願番号を明記した、先の出願に基づく優先権主張の宣言書、並びに工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である外国において出願されたものであるときは、その宣言書の写しを提出しなければならない。主張される優先権が複数存在するときは、その先の出願書類のすべての写しを提出しなければならない。必要な場合、教育科学省は、優先権申請に係る書類のウクライナ語への翻訳文を提出することを要求することができる。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則16の16.9.)

16.10. 優先権宣言書及び優先権出願書類の写しが所定の期間満了後に教育科学省へ提出されたときは、不測かつ制御不能の状況下で出願人によって逸失された期間は、当該所定の期間の満了日から2月まで延長することができる(ただし、優先権宣言書及び優先権申請に係る書類の写しには、対応する手数料の納付領収書が添付されていることを条件とする)。



## 規則 17 秘密発明(実用新案)の出願の要件

17.1. 秘密発明又は秘密実用新案の出願は、出願人により直接ウクライナ特許庁に対して行わなければならない。

発明(実用新案)がウクライナ国家秘密構成資料コードに記載された情報又はウクライナ「国家秘密」法に基づく情報の使用により創作された場合は、国家秘密当局を通じて又は(法人については)地方行政組織の所管授権機関である訟務局(suit job requirements)若しくは(自然人については)住民登録局の何れかを通じて、教育科学省に対して出願を行わなければならない(法第 12 条(3))。

17.2. 秘密発明(実用新案)の出願書類は、次のものを含まなければならない。

秘密発明(実用新案)のウクライナ特許付与を求める願書

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 17 の 17.2. のインデント 2)

発明(実用新案)の明細書

クレーム

図面(明細書においてそれらに対する参照が存在するとき)

規則 17 の 17.2. のインデント 6 は削除された。

(2005 年 4 月 14 日付けウクライナ教育科学省決議第 223 号に基づく)

規則 17 の 17.2. のインデント 7 は削除された。

(2005 年 4 月 14 日付けウクライナ教育科学省決議第 223 号に基づく)

秘密発明(実用新案)のウクライナ特許付与を求める願書は、ウクライナ語により規則付録 3 の規定の様式に従い、提出しなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 17 の 17.2. のインデント 8)

出願書類の要件は規則 5 から規則 8 までに規定する。

17.3. 秘密発明(実用新案)の特許付与を求める願書、秘密発明(実用新案)の明細書、及びクレーム、(若しあれば)図面等の秘密発明(実用新案)の出願書類は、2 通を提出しなければならない。更に翻訳文を必要とする書類は、原語による 1 通を提出し、それらの翻訳文は 2 通を提出しなければならない。

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 17 の 17.3. のインデント 1)

出願書類に添付する書類は、1 通として提出しなければならない。

17.4. 出願には本規則 16.7 に規定の手数料の納付を条件とする。

(規則 17 は 2005 年 4 月 14 日付けウクライナ教育科学省決議第 223 号に基づく新規則 17.4. により補足された。したがって、規則 17.4. は規則 17.5. とみなす)

17.5. ウクライナ「国家秘密」法に基づいて、秘密発明又は秘密実用新案の外国における特許取得は、禁止されるものとする。

## 規則 18 国際出願

(2004 年 2 月 26 日付けウクライナ教育科学省決議第 154 号に基づいて改正された規則 18 の表題)

18.1. 所管官庁は、条約に基づく規則第 19 規則及び細則に基づく受理官庁である。

18.1.1. 教育科学省は、出願人の少なくとも 1 人について、その者がすべての国についての出願人であるか又は若干の国のみについての出願人であるかに拘らず、ウクライナ国民であるか又はウクライナ領土において居住している場合は、国際出願の受理及び登録についての受理官庁として行動する。

18.1.2. ウクライナ特許庁は、条約により規定された国際出願の受領に関する受理官庁の義務の履行に対して責任を負う。この場合は、上記文書規定に準拠しない事項に関するウクライナ特許庁の方針は、条約、細則及び本規則に準拠する。

18.1.3. 自然人は、その者がウクライナ法令に基づく国民又は住民である時は、ウクライナ国民又はその領土に居住する者であるとみなす。

何人も、その者がウクライナにおける実在して活動する工業又は商業を営む企業の所有者である場合は、ウクライナに居住する者であるとみなすことができる。

細則の規則 18 に基づいて、如何なる法人も、ウクライナ法に基づく法人として登録されているときは、ウクライナ国民であるとみなすことができる。

出願人の国籍又はウクライナ居住権に疑義があるときは、ウクライナ特許庁は、対応する事実についての書証の提出を出願人へ照会する権利を有する。

### 18.2. 国際出願の言語

ウクライナ特許庁は、ロシア語及び英語による出願を受理する。

### 18.3. 提出書類の部数

国際出願書類(願書、明細書、クレーム、図面及び要約書)は、受理官庁に 3 通を提出しなければならない。当該提出の各謄本は直接複写に適するものでなければならない。WIPO の国際事務局へ送付される第 1(登録)謄本は、部数に限りなく直接複製に適するものでなければならない。

### 18.4. 名宛人及び通信用宛先

条約に基づく手続により提供されるすべての通信は、ウクライナ領土における 1 名宛人へ 1 通を送付しなければならない。

国際出願における願書の IV 欄において、細則の規則 3 及び規則 4 により規定する通り、代理人又は共通代表者及びその宛先が表示されていたときは、当該通信は、この者の名義で、かつ、その宛先へ送付しなければならない。

IV 欄に通信用宛先が記載されていたときは、当該通信はこの宛先へ、その欄に記載の者の名義で送付しなければならない。

IV 欄が空白のときは、当該通信は、受理官庁に対して出願する権利を有する者のうち出願書類に最初に記載された出願人へ、その者の名義で送付しなければならない。出願人、代理人、共通代表者又は発明者についての変更登録に関する出願人の請求書は、(当該請求書が、WIPO の国際事務局へ直接でなく、受理官庁を通じて送付されたときは)考慮しなければならない。また宛先又は名宛人の変更もそれぞれ考慮しなければならない。ただし、前記は、この請求書がすべての必要資料(宛先及び翻字を含む)を含み、かつ、前記変更に係る全出願人により署名されている場合のみとする。

#### 18.5. 通信の言語

出願人との通信は、受理官庁により、国際出願の言語により行うものとする。

#### 18.6. 書類のファクシミリ使用による送信

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則18の18.6.)

18.6.1. 国際出願書類がウクライナ特許庁に対してファクシミリにより送信されたときは、出願日は、規則16.6.に従い割り振られるものとする。同時に、当該書類原本に出願書類2通を添付しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則18の18.6.1.)

18.6.2. 書類が国際出願に係るもので、出願書類と異なるか又は差し替え紙面がファクシミリにより送信されたときは、ウクライナ特許庁は、当該原本の提出について出願人への照会を送付する必要があるか否かを決定し、必要な場合、当該照会を送付しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則18の18.6.2.)

#### 18.7. 出願人の参照

出願人へ送付の通信には、「出願人の参照番号」(記号数12以下)について、この番号が願書に記載されているときは、これへの参照を含めなければならない。出願人は、国際出願の各用紙における紙面余白上端から1.5cm以上の左上端に「出願人の参照番号」を表示することができる(細則の規則11)。

出願人へ送付の通信には、出願人が使用する何らか他の番号、例えば、一定の書状の発信番号を含んではならない。

#### 18.8. 国際出願の登録及び送付

18.8.1. 条約第11条(1)の要件を満たす国際出願については、出願人が法第37条(1)に規定する要件を満たしており、かつ、法第12条(3)の規定が当該出願に適用されない場合は、これを登録しなければならない。この場合は、「基本手数料」及び送付手数料が納付された出願の登録謄本は、WIPOの国際事務局へ送付しなければならない。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則18の18.8.1.)

18.8.2. 出願が出願人による国際手数料の不納付のために取り下げられたとみなされるときは、登録謄本は、取下通知と共にWIPOの国際事務局へ送付しなければならない。ただし、あらゆる場合に、登録謄本は、優先日から14月が満了する15日以前に国際事務局へ送付しなければならない。

18.8.3. 出願の登録謄本が国際事務局へ送付されたが、この出願の「調査手数料」が未納付のときは、調査業務の申請書の写しは、国際調査機関(モスクワ所在のロシア特許庁、ミュンヘン所在の欧州特許庁)へ送付してはならず、出願の登録謄本にはその旨の標記を付さなければならない。

#### 18.9. 国際出願の明細

ウクライナ特許庁は、出願人の参照番号又は出願人の名称及び発明の名称を指摘した者に対して、国際出願の番号及び出願日を提供することができる。

国際出願の公開前にその他何らかの明細については、直接に出願人(代理人)、又は出願人の書面による請求のあるときはこの請求書に記載の者へ、これを提供しなければならない。

#### 18.10. 優先権書類の写し

出願人が条約に基づいて提出する請求書又は別の書状により受理官庁に優先権書類の認証謄本をWIPOの国際事務局へ送付することを依頼したが、その者がその作成及び送付の手数を納付していないときは、ウクライナ特許庁は、現行料金表に従い納付することが必要な旨を出願人に通知しなければならない。また前記納付を受領した時は直ちに、当該謄本を作成し、かつ、送付しなければならない。出願人の過失による納付条件の不遵守に対する責任については、出願人がこれを負うものとする。

#### 18.11. 国際公開の効力

18.11.1. 条約第29条(1)に基づいて、ロシア語により公開された国際出願は、法第16条(16)により規定する出願明細の公開と同一の効力を有するものとする。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則18の18.11.1.)

18.11.2. 国際出願が外国語(ロシア語以外)により公開されたときは、条約第29条(2)に基づいて、当該公開は、出願明細が法第16条(16)により規定する通り公開された後に限り、効力を生じる。ただし、出願人がこの出願書類のウクライナ語への翻訳文をウクライナ特許庁へ提出することを条件とする。

(2004年2月26日付けウクライナ教育科学省決議第154号に基づいて改正された規則18の18.11.2.)